

資格取得届について

◆ 雇用保険被保険者番号が不明の場合（前職で雇用保険に加入していた方）

本人の職歴を確認できる職務経歴書等、雇用されていた会社と時期が確認できるメモ等をつけてください。

◆ 提出時期が雇入れ日の翌月末を過ぎた場合

① 雇入れ日を確認できる資料	労働者名簿・労働条件通知書・雇入れ通知書・契約書・出勤簿・タイムカード等
② 在籍を確認できる資料	雇入れ日から退職までの賃金台帳・給与明細書・出勤簿・タイムカード等
③ 遅延理由書	取得日から6カ月以上経過している場合は、作成をお願いいたします。
④ 被保険者に係る確認を行う日の2年前の日よりも前の期間に係る雇用保険の被保険者となったこと（及び被保険者でなくなったこと）の届出に関する聴取書	取得日の遡りは原則として資格取得届の提出日の2年前までが限度ですが、それ以上前の期間についても雇用保険料の天引きが賃金台帳等で確認できる場合は2年以上遡ることが可能です。その場合は、本書類も作成が必要です。

※①②の中から異なる資料が1点ずつ（合計2点）が必要です。

※③④については、遅延状況に応じて作成をお願いいたします。